

自主的避難等対象区域で貨物自動車運送業を営む申立会社について、福島ナンバー車両での納入・搬送の拒否が重なったため、他県ナンバーの車両を備車として用いたことで生じた備車費増加費用（追加的費用）が賠償された事例。

701

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目		期間
ア	追加的費用（備車費増加分）	自 平成23年3月11日
イ	本件和解仲介に関する弁護士費用	至 平成24年2月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、

ア	追加的費用（備車費増加分）	金3,620,000円
イ	本件和解仲介に関する弁護士費用	金110,000円

の合計金3,730,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月1日

（仲介委員 鈴木雅芳）